

令和8年度版

# 富里市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金制度のご案内

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）・  
定置用リチウムイオン蓄電システム・  
窓の断熱改修・V2H充放電設備】



富里市では、脱炭素化社会の実現に向けて、家庭における地球温暖化対策と電力の強靱化を図るため、住宅用設備等の設置・導入に係る費用の一部について、予算の範囲内において補助を行っています。

## 1 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム） ※停電時自立運転機能あり	上限 10 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
窓の断熱改修	補助対象経費×1/4（上限 8 万円） ※申請者自らが所有し居住する市内の住宅、または、第三者が所有し申請者が居住する市内の住宅。
	補助対象経費×1/4 （上限 8 万円×改修を行う戸数） ※申請者が管理する市内に所在する共同住宅又は長屋。
V2H 充放電設備 ※太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が入庫されていること。	補助対象経費×1/10（上限 25 万円）

**【要注意】太陽光発電設備に対する補助はありません。**

※窓の断熱改修・V2H 充放電設備については、補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額となります。

## 2 補助対象設備の要件と補助対象経費

### ●補助対象設備の要件

補助対象設備	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム） ※停電時自立運転機能あり	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、 <u>一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。</u>
補助対象設備	補助対象設備の要件
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの

	<p>酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、<u>国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</u></p>
<p><b>補助対象設備</b></p>	<p><b>補助対象設備の要件</b></p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) <u>国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率 <math>U_w</math> が 1.9 以下のものであること</u></p> <p>(2) 1室（壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。ただし、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認めない。）単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>(3) リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等の施設を補助の対象とする。</p> <p>(4) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。）、300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とすること</p>

	<p>ができる。</p> <p>共同住宅又は長屋の場合（以下「マンション等」という。）：</p> <p>上記に加えて、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とすることができる。</p>
<b>補助対象設備</b>	<b>補助対象設備の要件</b>
<p style="text-align: center;"><b>V2H充放電設備</b></p> <p>※太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車を導入されていること。</p>	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、<u>国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</u></p>

## ●補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費
<p><b>家庭用燃料電池システム（エネファーム）</b></p> <p>※停電時自立運転機能あり</p>	<p>設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付工事、配線工事、配管工事等）</p>
<p><b>定置用リチウムイオン蓄電システム</b></p>	<p>設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付工事、配線工事等）</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>設備本体（ガラス及び窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓及びガラスの取付費、内窓の取付時に必要な額縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>網戸、雨戸等の窓附属部材費は、対象経費から除く。（窓として登録されているものを除く。）</p> <p>ガラスが付随するドアそのもの（窓として登録されているものを除く。）の本体及びその</p>

	交換に要する工事費は対象経費から除く。
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費

※補助対象経費は、消費税・地方消費税に相当する額を控除した額です。設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額になります。

### 3 補助の対象となる住宅の要件

補助対象設備	住宅の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅</p> <p>(2) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>(3) 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>(4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかは問わないものとする。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>

補助対象設備	住宅の要件
窓の断熱改修	(1) 窓の断熱改修の工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅 ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）
V2H充放電設備	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備にあつては、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかを、電気自動車等にあつては、新規導入であるか又は既に導入されていたものであるかを問わないものとする。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

#### 4 補助金の対象となる方（共通要件）

次のすべての要件を満たす方が対象です。 ※設備ごとの要件も確認してください。

- ①市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していないこと。 ※リース事業者の場合（法人市民税）も含まれます。
- ②補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、令和9年3月10日までに設置を完了し、実績報告を設置完了後30日以内または令和9年3月10日までの、どちらか早い方までに提出出来ること。
- ③補助対象設備の設置費等を負担し、補助対象設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及び、リースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）

④補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。ただし、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。

ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

**【財産処分制限期間】**

補助対象設備	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
V2H充放電設備	5年

**5 補助金の対象となる方（設備ごとの要件）**

次の**設備毎の要件を満たす方が対象**です。 ※共通の対象者要件も確認してください。

補助対象設備	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム） 定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 本市に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。） (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表11に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。

	<p>(4) 定置用リチウムイオン蓄電システムについては、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者、又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。</p>
<p><b>窓の断熱改修</b></p>	<p>申請者自らが所有し居住する市内の住宅、または、第三者が所有し申請者が居住する市内の住宅の場合：</p> <p>(1) 本市に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>申請者が管理する市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等という。」の場合：</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
<p><b>V2H充放電設備</b></p>	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

## 6 交付申請

- 補助事業に着手する前(補助対象設備があらかじめ設置された住宅を取得する場合は、住宅の引渡前)に、補助金交付申請書に必要書類を添付し、提出してください。
- 添付書類は「交付申請書類チェックリスト」を参照してください。
- 申請受付は、令和8年4月1日から開始します。
- ※受付は先着順で、補助金の申請総額が予算枠に達した時点で終了となります。
- 受付日は、全ての書類が不備なく揃い、市が正式に受理した日付になります。

## 7 設置工事の着工

補助金の交付を受ける方は、交付申請書提出後、市から交付決定通知書を受けた日以降に補助対象設備の設置工事を行ってください(補助対象設備があらかじめ設置された住宅を取得する場合は、交付決定通知書受領後に住宅の引渡しを受けてください)。

## 8 交付決定

申請書類を提出後、納税確認及び書類審査を行い、申請内容に不備等がなければ、「交付決定通知書」を補助金交付申請書に記載された申請者の住所に送付します。交付決定までにおおむね2～3週間ほどかかります。審査が集中する時期については、さらに1週間程度かかることがあります。

## 9 実績報告書

- 補助対象設備の設置工事完了の日(補助対象設備があらかじめ設置された住宅を取得する場合は、住宅の引渡しの日)から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添付し、提出してください。
- ※期間内に正当な理由なく提出がない場合は、交付を取り消します。
- 添付書類は「実績報告書類チェックリスト」を参照してください。

## 10 交付確定

実績報告書類を提出後、住民記録の確認及び書類審査を行い、実績報告内容に不備がなければ、「交付確定通知書」を届出者住所に送付します。交付確定までにおおむね2～3週間ほどかかります。審査が集中する時期については、さらに1週間程度かかることがあります。

なお、実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施することがあります。その場合は、届出者ご本人、又はご家族の立ち合いをお願いします。

## 1 1 補助金の請求

補助金額の確定通知書受領後、30日以内若しくは当該年度の3月20日のいずれか早い日までに「補助金交付請求書」を提出してください。

提出いただいてから、お振込みまでは、3週間～1カ月程度かかります。振込通知は出ませんので、通帳等で入金のお確認をお願いします。

〔交付請求書作成上の注意〕

- ・ **交付額の訂正及び修正テープ・修正液等の使用はできません。**また、交付額以外に訂正が生じた場合は、訂正印の押印が必要になります。
- ・ 金融機関、振込先名義人及び口座番号は誤りがないよう正しく記入してください。

## 1 2 書類等の提出について

- 市役所環境課窓口（分庁舎2階）まで、直接、必要書類を添えて提出してください。
- **添付書類等に不備がある場合は、受付できませんので返却させていただきます。**代行申請や受付終了間際は特にご注意ください。
- **補助金の申請受付が予算枠に達した時点で終了となるため、郵送、FAX、メール、データ持ち込み等による提出には応じられません。**郵送された場合は、返送させていただきます。

（土曜、日曜、祝日、年末・年始を除く、午前8時30分から午後5時）

## 1 3 その他

### ● 変更の申請

補助金の交付の決定を受けた方が、交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、「富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書」（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければなりません。

なお、**変更申請による交付金額の増額はできません。**

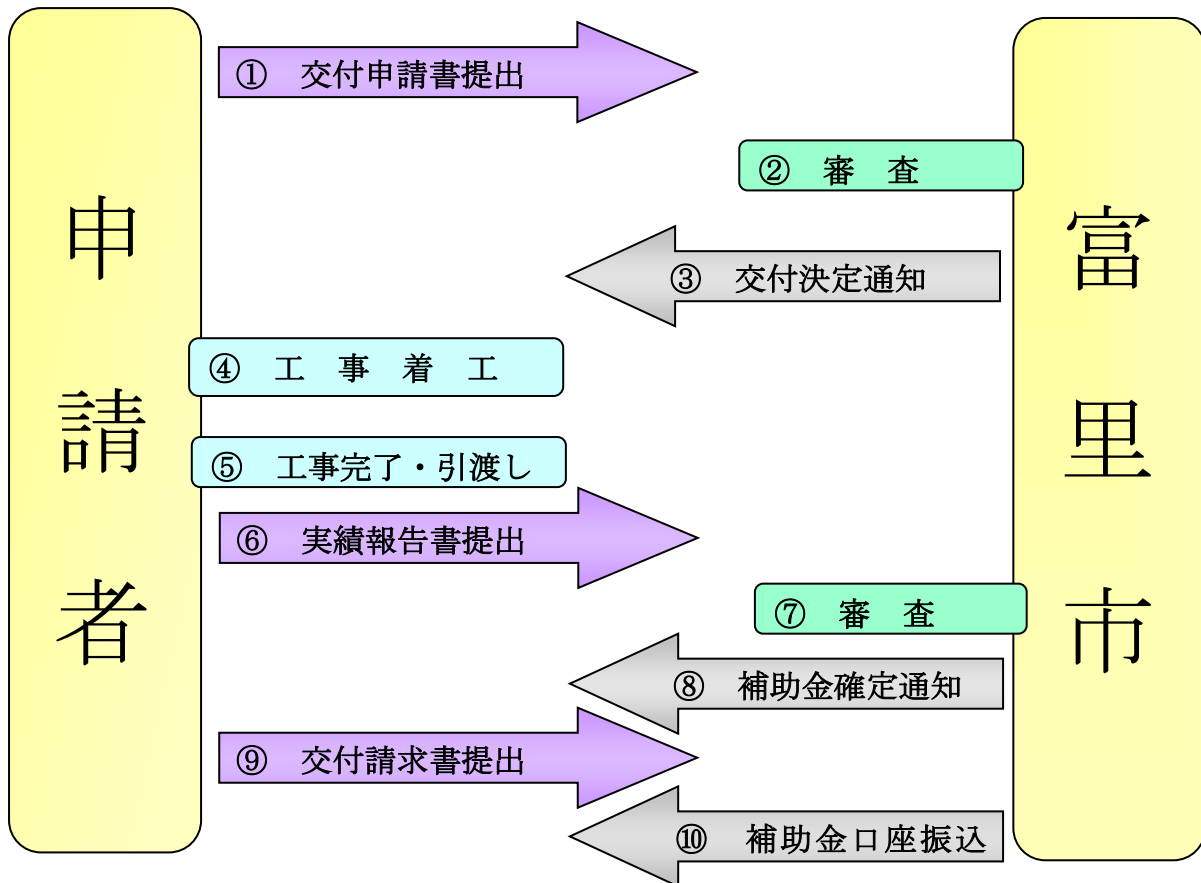
### ● 申請の取下げ

補助金の交付の決定を受けた方が、補助対象設備の設置を中止しようとするとき、または、本補助金の交付対象でなくなった時は、「富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書」（第5号様式）を提出してください。

### ● 協力のお願い

必要に応じて事業効果等に関する資料の提供を求めています。

### 1 3 補助金交付手続きの流れ



### 注意事項

- 申請書等の記入には、消せるインクを使用したボールペンは使用しないでください。
- 中古のもの、対象設備の所有名義が申請者本人でないものは対象外です。
- 交付の決定や額の確定に当たって、現地調査を行う場合があります。また、補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- この補助金の交付を受けた場合は、補助対象設備を適正に管理及び運用を図らなければなりません。また、耐用年数を経過する前に補助対象設備を処分する場合には、事前に所定の申請が必要となるほか、補助金の返還を求める場合があります。
- 市税等の納付状況の確認について、納付を確認する期日は、補助金の申請日時点における対象者の納付状況を確認します。なお、滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。
- 年度の途中で補助制度が変更となる場合があります。
- 要綱に違反した場合は、交付決定を取り消します。
- 設置に当たっては、各法令等に準拠してください。
- 当該年度の予算がなくなり次第、受付終了となります。ご注意ください。

**【問い合わせ・申請窓口】**

富里市 経済環境部 環境課 環境計画班

〒286-0292 富里市七栄 652-1

電話 0476-93-4945 (直通)

